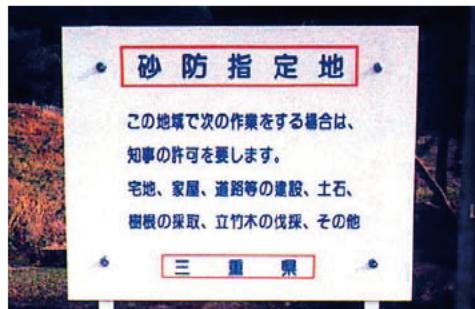


4 砂防指定地等の管理

土砂災害から県民の生命、財産を保護し、県土を保全するために砂防法、地すべり等防止法及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、必要な区域を指定しています。

その指定地の管理にあたっては、それぞれの法や県の管理条例等により、災害を助長する行為の制限をおこなっています。また、指定地の状況を監視し、土砂災害の未然の防止と早期発見に努めるとともに、標識の設置を行い、地域住民への周知に努めています。

1 砂防指定地



砂防指定地とは、治水上砂防のため国土交通大臣が指定した一定の土地であって、土砂災害の原因となるような行為の禁止と制限、また、砂防設備を施行すること目的に指定されています。

砂防指定地（平成27年3月末現在）

溪流数 1,437	面積 80,442.93ha
-----------	----------------

2 地すべり防止区域



地すべり等防止法による地すべり防止区域とは、地下水等に起因して発生する地すべりによる崩壊被害を防止するため、一定の行為を制限するとともに必要な施設（工事等）を設置すること目的に国土交通大臣が指定した土地をさします。

地すべり防止区域（平成27年3月末現在）

区域数 25箇所	区域面積 760.17ha
----------	---------------

3 急傾斜地崩壊危険区域



急傾斜地崩壊危険区域とは、崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのある土地であって、がけ崩れを助長し、または、誘発するおそれがないようにするために、有害行為を制限するとともに必要な施設（工事等）を設置する目的に県知事が指定した区域をいいます。

急傾斜地崩壊危険区域（平成27年3月末現在）

区域数 735箇所	区域面積 1,426.05ha
-----------	-----------------

指定地内で行為を行う場合は許可が必要となる場合がありますので、各建設事務所にお問い合わせ下さい。